



第二回福生市議会 定例会会議録 (第七号)

昭和四年六月五日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

一、出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 一番 貫井喜次郎君 | 二番 小森菊三君 | 三番 小森才治君 |
| 四番 田村市郎君 | 五番 川澄清一君 | 六番 中島服実君 |
| 七番 宇佐美良時君 | 八番 吾園一三君 | 九番 志村秀雄君 |
| 十番 松小清君 | 十一番 伊東忠次郎君 | 十二番 森田秀雄君 |
| 十三番 石川繁治君 | 十四番 小森暢吉君 | 十五番 米次性男君 |
| 十六番 高根忠心君 | 十七番 関米吉君 | 十八番 中里元一君 |
| 十九番 大野行次君 | 二十番 宮沢良一君 | 二十一番 山田傳三君 |
| 二十二番 田村匡雄君 | 二十三番 強野敏元助君 | 二十四番 石川信義君 |

一、欠席議員は次のとおりである。

なし

一、欠員は次のとおりである。

一、議会事務局職員は次のとおりである。

議会議事
務局長 島田 猛 君 係長

君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川常太郎 君 助役 篠崎俊夫 君

収入役 橋本孝蔵 君

教育長 町田浩二 君

企画調
査室長

大野忠一 君

企画調
査室主
幹

大久保利 君

総務課長 高水 永 君

税務課
長

田村忠雄 君

市民課
長

森田 武 君

福祉事務所長 森田 猛 君

衛生課
長

斎藤多市 君

経済課
長

中村 浩 君

建設課長 石谷徳男 君

都市計
画課長

浅見裕康 君

水道課
長

上野重勝 君

教育委員
務課長 内田和雄 君

教育委員
務課長

井上久男 君

選挙管理
委員会
務局長

乙津良吉 君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一

議案第三十七号

福生市職員定数条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二

議案第三十九号

福生市福祉会館条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三

議案第四十号

福生市敬老金条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四

議案第四十一号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五

議案第四十二号

福生市監査委員条例（審査報告）

日程第六

議案第四十三号

福生市印鑑条例（審査報告）

日程第七

議案第四十四号

昭和四十六年度福生市一般会計補正予算（第一号）（審査報告）

報告）

日程第八

議案第四十五号

市道路線の廃止について（審査報告）

日程第九

議案第四十六号

市道路線の認定について（審査報告）

日程第十

請願第二号

市道整備に関する請願書（審査報告）

日程第十一

請願第三号

福生市立福生第五小学校区内に学童保育所を設置することに関する請願書（審査報告）

日程第十二 請願第四号

福生市内私立幼稚園児保護者の教育費負担軽減に関する請願書（審査報告）

日程第十三 請願第五号

排水溝設置に関する請願書（審査報告）

日程第十四 請願第六号

学童保育所設置並びに市立図書館建設に関する請願書（審査報告）

日程第十五 陳情第一号

福生市立図書館の設置と児童図書館の併設に関する陳情書

（審査報告）

日程第十六 陳情第三号

行政区域の変更に関する陳情書

日程第十七 特定事件の継続調査について

午前一時開議

議長（米次性男君） ただいまから昭和四十六年第二回福生市議会定例会
第二回目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議長（米次性男君） 本日の議会運営については議会運営委員会において
検討されておりますので委員長から報告を願います。 議会運営委
員長 石川繁治君

（議会運営委員長 石川繁治君登壇）

議会運営委員長（石川繁治君） ご指名がありまされたので議会運営委員
員会における各議の概要について報告いたします。

当委員会は、去る六月二十九日午前時から関係委員会全員の出席
を得て開催し、第二回は例会最終日の日程等について協議いたし
ました結果、日程については先に各委員会に付託されました議案、
諸題、陳情等はすべて委員会審査を終了し、議長あてに報告されま
したので議案番号の順に編成し、ご協議をいたしたことにいたしました。

内容の一部に先議及び一括審議を願うこととあり、その意見の一致により、そのような委員会の決定をなされたものか、若くはごいいますのでお含めのうえご協力のほどをお願いいたします。

なお、前議会において議員の任期満了により審議未了となった行政区域の変更に関する陳情書が再度提出されましたので、日程に加えまい。また理事者から全県協議会開催の要望もふされ、議会運営委員会としても了承いたしましたので、あらかじめお含めを願います。

一日間にわたるものご定例会も本日をもって最終日として閉会されるわけであり、議事運営についてご協力を賜わり円滑に進行がはかられますようお願いいたします。簡単でございすが報告いたします。

議長（米次性男君） ただいま委員長において報告されましたとおり、本日の議事を進めますのでよろしくお願いたします。

議長（米次性男君） おわかりいたします。この際関連議案として日程

第五議案オ四二号福生市監査委員条例を先議し、日程オ一議案オ一七号福生市職員定数条例の一部を改正する条例とともに一括して議題としたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よってさよう決定いたします。

議長（米次性男君） 日程オ一議案オ一七号福生市職員定数条例の一部を改正する条例及び日程オ五議案オ四二号福生市監査委員条例、以上二件を一括して議題といたします。

本件はいずれも総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。総務委員長森田秀雄君

（総務委員長森田秀雄君登壇）

。総務委員長（森田秀雄君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

続きまして、総務委員会の審査の内容を報告申し上げます。

議案ヲテ七号は職員不足数条例を改正するもので、議案ヲ四十二号と関連するものであり、一括審議することの了解を得て、まず臨時助役より議案ヲテ七号につき説明を求めました。

監査委員の事務局の職員を三名増員し、合計三百十九名とするもので、水道事業の職員ヲ八名は従来と変わらぬ、ということの説明があり、これを了承しました。

議案ヲ四十二号は新しく監査委員条例を設けようとするもので、この事務局局長には選挙管理委員会事務局局長が兼務し、その下に補助職員を置く人との説明があり、質疑疑問に入りました。

まず、他の市の状況はどうか。これを施行するに予算はどのくらいかかるか。福生市の予算規模から三人は多いのではいか。——という質疑に對しまして、人件費は一人五万円程度で本年七月から来々三月まで大体百五十万円とわり、選挙事務がなるときには兼務できるので、この参議院選挙が終れば次の選挙がある時期までには専任の職員を置く人という点を検討したい、という。

なお、この監査委員事務局は、法的には任意制であるが、設置

してはいないのは東村小、東大和、清瀬の各市でありである。現在企画調査室の予算係が兼務しているが、実際問題として、予算を編成する職員が監査事務局を兼ねるといふのは矛盾があるので、専任の職員を置きたい、ということで、一度に三人の職員を配置せず漸次補強していく、ということから、条例では三人の枠を確保する、という説明を受けてまいりました。

続いて、一人五万円は安い、と思う。職員はどの程度の者を置くのか。また選挙の負担に、はい、か。——との質疑に對しまして、

七月から三月までは一人分として五万円を選挙管理委員会事務局長が兼務してやるとすれば選挙費でまかなうようになる。

さらに、一名補充する場合、現在の監査委員会費から五万円程度はまかなうことになる。実質的には五万円ですむ、という。職員は一人能な職員でないと無理、ということなので、係長クラスの職員を配置したい。

職員の負担は、参議院選挙がすめば選挙の常時啓発事務であり、十分やっている、という。——との答弁があり、当選委員会としては全員が原票とり可決すべきものと決定した次

であります。

何と云ふ本委員会の決定であり、ご賛同賜わりますようお願いいたします。
まゝて報告いたします。

議長(米次快男君) 以上で委員長の報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

ニテ(番)岩田博君) 委員長にご説明願います。

各所で監査委員に対して監査委員事務局の部屋があるのですか、それに対して理事者はどのようにお考えでしたか。

総務委員長(森田秀雄君) その件については委員会としてはふれておりませんでした。

ニテ(番)岩田博君) そういふ点にふれてもらうのは困るのですが、一時的に定的にこうやって、将来はどのような監査委員室を設けるのか、そういう重大なことを審議してもらうわけないという……各所は一応監査委員室があるわけです。

総務委員長(森田秀雄君) その点わかりました。理事者のほうから説明願います。

助役(篠崎俊夫君) さしむきは選挙管理委員会事務局長が監査委員事務局を兼務いたしますので、現在生活改善センターの階に選挙管理委員会事務局がありますので、そこに置きたいと思っております。

ニテ(番)岩田博君) 将来のことは考えているのですか。

助役(篠崎俊夫君) 将来のことは考えておりません。

ニテ(番)岩田博君) そのままいふわけですか。

助役(篠崎俊夫君) 自分それでごらんいただきたいと思っております。

(わかりました。どうもありがとうございます。と呼ぶ者あり)

議長(米次快男君) 以上で質疑は終了します。

ニテ(番)高彼忠心君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第ニ号、議案第四号については討論を省略し、委員会報告により決定されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(米次快男君) おわかりいたします。ただいま高彼忠心君から

所定の賛成者を得て、本案はいずれも討論を省略し、委員会報告により可決された、この動議が提出されたが本動議の通り決するに必要議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご異議なしと認めます。よつて議案オニ七七号福生市職員定数条例の一部を改正する条例、および議案オニ四二号福生市監査委員条例はいずれも委員会報告により可決されました。

議長(米次性男君) 日程六議案オニ九号福生市福祉社会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いします。厚生委員長岡米吉君

(厚生委員長岡米吉君登壇)

○厚生委員長(岡米吉君) ご指針をいただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照

ただいま朗読いたしました報告に対する補足説明を行います。

まず、本案審議に先立ち福祉事務所長より改正条例案に対し次のとおりその趣旨説明が行なわれました。

すなわち、本議案は福祉社会館の休館日を改正しようとするもので、一として、老人の福祉事業を行なう施設および社会教育活動を行なう施設にあつては、従来は火曜日、国民の祝日に関する法律に定める日の翌日、一月二日および三日並びに十二月九日から同月三十日まで休館日としていたが、そのほかの国民の祝日に関する法律の定める日の翌日というこの条項を、九月十五日の敬老の日を除いて国民の祝日に関する法律の定める日を休館日とするように改めたというものであり、二として、学童保育事業を行なう施設については従来は、(一)日曜日、(二)国民の祝日に関する法律の定める日、(三)福生公立学校の運営に関する規則第四条に規定する休業日とし、したがって、日曜、祝日のほかには夏休み、冬休み、春休みおよび南校記念日等は休館日となっていたが、学童保育

事業のためまえがり、福生公立学校の運営に関する規則の条に定める休業日という点を改正し、他の施設のように年末年始のものを休業日にし、夏休み、冬休み、春休み等でも学童保育をし、利用者市民の利便をはかうとするものである。——との説明を受け質疑に入り、各委員より本条例改正にともなうPR等について二、三の質問があり、これを福生事務所長より答弁があり、採決の結果、本改正は妥当なものであるとの見地から、全員一致、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認賜わりますようお願いいたします。報告といたします。

議長（米次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（応答なし）

議長（米次性男君） 以上で質疑は終了します。

○大番（高波忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十九号については討論を

省略し、委員会報告どおり決定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） はかりいたします。ただいま高波忠君から所定の

賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告どおり可決された。今日の動議が提出されましたが、本動議のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十九号

福生市福祉会館条例の一部を改正する条例は委員会報告どおり可決されました。

議長（米次性男君） 日程第三（議案第四号福生市敬老金条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いします。厚生委員長 関本吉君

（厚生委員長 関本吉君登壇）

厚生委員長（岡本吉君）　ご指名をいただきまして、審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読）　別添参照

ただいま申しあげました報告に対する補足説明を行ないます。
まず、本案審議に先立ちまして福祉事務所長より改正の要点について次のとおり説明が行なわれました。

まず、オハ条オニ号の改正は、従来は外国人登録法による外国人には敬老金を受ける資格がなかったため、税を徴収はないう思恵に浴びたいのは不合理的であるとのことから、東京都と同じように外国人登録法に定める届け出をしてれば支給資格を与えようとする改正である。この対象者は次の様式であること。続いてオス条オハ一項の改正の要点は、今まで七十歳からハチヤオまで一ヶ月、ハチヤオから九チヤオまで二ヶ月、九チヤオ以上三ヶ月となっていた敬老金金額を一律三ヶ月として老人福祉の向上をはかるため定めようとするものである。対象者は外国人登録法による五名を今めて現在三百六十九名で、敬老金の総額は百チヤオ三ヶ月となる。

参考ながら、東京都については七十歳以上一律三ヶ月で、資

格は三年以上の都内居住者となっているとの説明があり、質疑に入りまいたが、格別な質疑もなく、今後、極力予算措置を講じ都並みに近づけてほしいとの希望意見がある採決の結果、全員一致で原案可決と決定した次であります。

何となく本委員会の決定というご承認賜わりますようお願い申し上げます。
あげまして報告いたします。

議長（米次性男君）　以上で委員長が審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）　以上で質疑は終了します。

○大番（高彼心君）　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オニ号については討論を省略し、委員会報告により決定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）　おわかりいたします。ただいま高彼心君から新

定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告とあり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第四号福祉市敬老金条例の一部を改正する条例は委員会報告とあり可決されました。

議長(米次性男君) 日程第四議案第四号福祉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長長から報告をお願いします。厚生委員長岡本吉君

(厚生委員長岡本吉君登壇)

厚生委員長(岡本吉君) ご指名をいただきまして審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

ただいまの報告に対する補足説明を行なわせていただきます。まず、本案審議に先立ちまして市民課長等より改正案に対し次のとおりその趣旨の説明が行なわれた次でございす。

改正案は、地方税法の一部を改正する法律の公布施行によって改正の必要が生じたもので、第四條の次に第一項を加える。改正は児童福祉施設に入所する児童および里親に委託されている児童のうち、親、兄弟のいないものは被保険者とはないことであり、第四條第一の「五万円」を「八万円」にするという改正は、昭和三十八年から保険料はどんなに所得が少くとも五万円を限度とされてきたが、所得水準の向上等により実情にそぐはなくなったため、限度額を八万円に引き上げようとするもので、これによる該当世帯は百二世帯で、あるということ。第四八條の二の「六万五千元」を「八万円」とする改正は、保険料の限度額規程である。総所得金額および所得金額の合計が、基礎控除額をオーバーし、その世帯内の被保険者一人当たり六万五千元をかけた金額から差し引いた金額が基礎控除額を下回った場合は減額すること、この該当数は三百四